

国民健康保険被保険者証の切り替えをお忘れなく

◆必ず新しい被保険者証に交換してください

現在お持ちの平成24年度の国民健康保険被保険者証の有効期限は、3月31日(日)です。

平成25年度の被保険者証に更新するため、左表の日程で被保険者証を交換します。国保加入世帯の世帯主

の人は、指定された日時・会場に、現在使用中の被保険者証を必ずお持ちになり、被保険者証を交換してください。

※世帯に国民健康保険加入者が何人かいる場合は、国保加入者全員の被保険者証をお持ちください。※当日、やむを得ない理由で別世帯の代理人に被保

険者証の受け取りを依頼する場合は、委任状が必要です。

※指定された日程で交換ができない場合は、後日、町住民生活課窓口で交換してください。※後期高齢者医療制度の被保険者証につきましては、今回の更新はありませんのでご注意ください。

◆あんま、はり、きゅう治療券の発行について

平成24年度の「あんま、はり、きゅう治療券」の使用期限は、3月31日(日)です。ご注意ください。

なお、平成25年度の治療券は、4月1日(月)から発行します。必要な人は、町住民生活課窓口申請し

てください。

●申請に必要なもの

・国民健康保険被保険者証
・印かん

▼お申し込み・お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線106)

✉kkg205@town.kosa.lg.jp

◆国民健康保険被保険者証の交換日程

■ 3月18日 (月)		
午前9時 ~ 午前9時15分	上早川五区	六谷公民館
午前9時25分~午前9時40分	本坂谷区	本坂谷公民館
午前9時50分~午前10時5分	谷内区・堂ノ原区	谷内公民館
午前10時15分~午前10時30分	広瀬区	広瀬公民館
午前10時40分~午前10時55分	西原区・井戸江区(柳瀬)	西原集会所
午前11時5分~午前11時20分	小鹿区	小鹿集会所
午前11時30分~午前11時50分	上揚区・安平区・井戸江区	宮内集会所
午後1時30分~午後1時50分	上豊内区	上豊内公民館
午後2時 ~ 午後2時20分	下豊内区	下豊内公民館
午後2時30分~午後2時50分	東寒野区	東寒野公民館
午後3時 ~ 午後3時20分	西寒野区	西寒野公民館
午後3時30分~午後3時50分	岩下一区・二区	町総合保健福祉センター
■ 3月19日 (火)		
午前9時 ~ 午前9時20分	中横田区(内田・庄分・立神)	町トレーニングセンター
午前9時30分~午前9時50分	下横田区	下横田公民館
午前10時 ~ 午前10時20分	浅井区	浅井公民館
午前10時30分~午前10時50分	中横田区(目野・宮ノ尾・中尾)	中尾公民館
午前11時 ~ 午前11時20分	有安区	有安公民館
午前11時30分~午前11時50分	横田区	横田公民館
午後1時30分~午後1時50分	上早川一区・二区	上早川公民館
午後2時 ~ 午後2時20分	上早川三区・四区	上早川公民館
午後2時30分~午後2時50分	大町区	大町公民館
午後3時 ~ 午後3時30分	仁子子区・緑町区	町総合保健福祉センター
■ 3月21日 (木)		
午前9時 ~ 午前9時20分	船津区	船津公民館
午前9時30分~午前9時50分	麻生原区	麻生原公民館
午前10時 ~ 午前10時20分	世持区	世持公民館
午前10時30分~午前10時50分	南三箇区	南三箇公民館
午前11時 ~ 午前11時20分	中山区	中山公民館
午前11時30分~午前11時50分	津志田区	津志田公民館
午後1時30分~午後1時50分	上田口区	上田口公民館
午後2時 ~ 午後2時20分	下田口区	下田口公民館
午後2時30分~午後2時50分	田原区	田原公民館
午後3時 ~ 午後3時20分	府領区・北原区	府領公民館
午後3時30分~午後3時50分	和田内区	和田内公民館
■ 3月22日 (金)		
午前9時30分~午前9時50分	辺場区	辺場公民館
午前10時 ~ 午前10時20分	糸田区	糸田公民館
午前10時30分~午前10時50分	北早川区	北早川公民館
午前11時 ~ 午前11時20分	早川区	早川公民館
午前11時30分~午前11時50分	中早川区	中早川集会所
午後1時30分~午後1時50分	吉田区	吉田公民館
午後2時 ~ 午後2時20分	芝原区	芝原公民館
午後2時30分~午後2時50分	古閑区・八丁区・山出区	山出公民館